

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）  
（令和6年7月分）

[illegible]

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市特殊車両通行許可オンライン申請システム開発業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社建設技術研究所

## 3 随意契約理由

本業務は、本市の特殊車両通行許可申請にかかる審査事務の効率化を目的として、本市独自のオンライン申請・審査・電子許可証発行等システム（以下、「本システム」という）を開発するものである。

特殊車両通行許可の審査では国の「特殊車両通行許可限度算定要領（以下、「要領」という。）」に基づき、特殊車両の通行にあたって徐行や誘導車配置などの通行条件と通行時間帯の条件を算定し、許可証にはその条件を附して発行する必要がある。

申請者は、本市に対して、国が定めたフォーマットに特殊車両の諸元等の情報を入力して作成したデータ（以下「申請データ」という。）を提出することになるが、要領に基づく通行条件を機械的に算定するため、本市は申請データを国が開発して運用している算定プログラム（自治体算定支援システム）に読み込ませ、道路情報のデータベース（道路情報便覧）と突合して通行条件等を算定するなど、所要とされる審査を行って許可証発行の手続きを行っており、必要に応じて、別途国が開発した審査結果に関するシステムのデータベースに登録している。

現在は、申請受付から許可証発行までの間、上記プログラムへの申請データの読み込み処理や、審査結果のデータ入力を手作業で行っている状況である。

審査事務の効率化を図るためには、手作業での事務作業を解消し、申請受付から審査事務、審査結果の登録、許可証の発行までの作業の自動化が必須であるが、国の複数のシステム（以下「関連システム」という。）に連携させたシステムを開発する必要がある。なお、デジタル統括室が所管している DX 推進経費を申請したところ、令和 6 年度事業として本システムの導入が認定された。

本システムの開発にあたっては、関連システムを国や他の道路管理者が利用していることから、その申請業務に支障を与えないように本システムを稼働させる必要があり、関連システムを把握している必要がある。

このため、関連システムを開発し、プログラム全体を熟知していることに加え、本システムの機能開発後に関連システムとの連携を含め、不具合が生じた場合等の責任の所在を明確にする観点からも、本業務は、関連システムの開発者であり技術的要件等を兼ね備えている株式会社建設技術研究所と契約する必要があるため随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

建設局 道路河川部 調整課（電話番号：06-6615-6675）

## 随意契約理由書

1 案件名称 令和6年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託

2 契約相手方 中央復建コンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東横堀川の水辺空間を対象に、公民連携による持続的な水辺空間利用の推進に向けて、公民連携による水辺空間での利活用について、公民での対話の場において担い手や地域等のニーズを把握するとともに、ニーズを踏まえた社会実験の企画・実施により利活用を見据えた課題を検証し、水辺整備につながる柔軟な対応策の提案を求めるものである。

本業務を行うためには、東横堀川及び周辺地域の経過や現状、治水をはじめとした関係計画、水辺空間における利活用制度の現状等を理解したうえで、業務を進める必要がある。また、河川行政だけでなく、公民連携によるまちづくりに関する知識を有し、施策の全体像を総合的に調整しながら立案ができるといった高い技術力が求められる。さらに、多様な立場の人を対象とするため、各々の視点を踏まえて検討する必要もあり、ハード整備への反映や利活用スキームの検討においては、各種法制度などに係る知識も求められる。

以上のことから、高度な知識や豊富な経験、構想力、企画力、専門性などが本業務の成果に直結し、公民連携による持続的な水辺空間利用の推進に向けて、公民での対話の場を企画・運営し、提案された利活用ニーズを社会実験において試行・検証するための効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定することとした。

建設局測量・建設コンサルタント等公募型プロポーザル方式受託者選定要領に基づく建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の業者が契約予定者として特定された。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署 建設局道路河川部河川課 （電話番号：06-6615-6836）

## 随意契約理由書

1 案件名称 御堂筋における公民連携に関する検討業務委託

2 契約相手方 中央復建コンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

本業務を行うためには、御堂筋を取り巻く社会状況や道路空間再編に関する知識、にぎわい創出、都市魅力向上、景観などの複数分野における知識とそれらを取りまとめる総合的な判断が求められる。

また、既存制度とほこみち制度のハイブリッド事例は全国に例がなく、現在の道協団体の活動状況やその効果、課題の把握はもちろん、道協団体や地元地域、交通管理者の視点など全体を俯瞰しながら検討を進めることや、新たなほこみち事業者が加わることによる課題への対応策を立案するなど高い技術力が求められる。

業務遂行にあたり、定型的ではない幅広い知見や高度な技術力が必要である。学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、中央復建コンサルタンツ株式会社が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、中央復建コンサルタンツ株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課道路空間再編担当（電話番号：06-6615-6786）